

議会広報特別委員会設置に関する決議

下記のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会広報特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条
3. 目 的 広報発行の充実を図り、議会の審議及び活動状況を広く町民に周知させるとともに、町民に親しまれる議会広報にするため。
4. 委員の定数 6人
5. 設置の期間 令和3年5月12日から調査終了まで